

～阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金～

交付要綱にかかる Q&A～

阪南市起業創業支援事業（バウチャー補助金）を申請する際に、特に気をつけていただきたい点をまとめましたので、ご留意いただくようお願いいたします。

■第3条関係 補助金交付対象者について

Q. 阪南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業とは何ですか。

A. 阪南市商工会が開催する「創業塾」または「個別創業相談窓口」が特定創業支援等事業に該当し、1ヵ月以上にわたり、4回以上、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識を習得するための講座です。

補助金の申請には、「創業塾」または「個別創業相談窓口」を受講したことの証明が必要です。（証明書は阪南市役所25番窓口まちの活力創造課で発行いたします。※発行には数日を要します。）

Q. 一般社団法人を設立する予定ですが、補助金の対象となりますか。

A. この補助金の募集対象者は、創業する個人や中小企業、小規模事業者を対象としており、一般社団法人や財団法人などは対象ではありません。

■第4条関係 補助対象経費について

Q. どのようなものが補助対象経費として認められますか。

A. 以下のものが挙げられます。申請前にまちの活力創造課にご相談していただきますようお願いいたします。

例) 事務所等新築工事費（増改築を含む。）

対象経費	店舗・事務所の改装費用、空調設備の改修費用、看板設置費 等
対象外経費	補助金交付決定前に発注した工事費費用、事業実施部分以外の工事費用 等

例) 設備費及び備品等の購入費

対象経費	機械装置・工具・器具・備品の購入費 等
対象外経費	消耗品、原材料（商材含む。）、リース契約料、営業車輛 等

例) 広告宣伝費

対象経費	パンフレット・チラシ等の印刷費、ウェブサイト開設費 等
対象外経費	ウェブサイト運営委託費、名刺の印刷費 等

例) 商業登記にかかる経費

対象経費	開業又は法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成費 等
対象外経費	登録免許税、印紙代 等

例) その他

対象経費	開業に必要な経費として認められるもの
対象外経費	公租公課（消費税等）、振込手数料、水道光熱費、通信費、賃借料、中古資産 等

■第6条関係 補助金の交付申請について

Q. 経営に関する収支予算書とはどのようなものですか。

A. 開業後の売上見込みや経費・原価の見込み、利益見込みなどを記した予算書です。予定している営業日や営業時間等も併せてご記入いただき、任意の書式でご提出ください。

■第15条関係 事務所の移転等について

Q. 補助金の交付の決定を受けた日から5年間は事業所を本市外へ移転してはならず、かつ事業を継続すること。とありますが、阪南市内での移転は可能ですか。

A. 阪南市内での移転であれば可能です。やむを得ず、営業を休止するなどの事情が発生した場合は、阪南市まちの活力創造課までご連絡ください。阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金（変更・中止・廃止）承認申請書の提出が必要です。

■その他

Q. 申請から補助金交付までのおおまかな流れを教えてください。

A. 変更の申請がない場合のおおまかな流れは以下のとおりです。

1. 交付申請（第6条参照）

※既に購入等しているものは対象外です。

↓

2. 交付決定通知（第7条）

※本市から申請者へ

↓

3. 補助対象となった備品等の購入をし、実績報告（第12条）

※新築工事や増改築工事の場合は工事業者と打合せのうえ、補助対象経費となる作業の写真を必ず撮影するようにしてください。

↓

4. 交付確定通知（第13条）

※本市から申請者へ



5. 交付請求（第14条）



6. 補助金の交付

※5年以上事業を継続するほか、要綱や誓約した内容を遵守していただきますようお願いいたします。

■お問い合わせ

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市 未来創生部 まちの活力創造課（25番窓口）
TEL 072-471-5678
FAX 072-473-3504